

## 今月の Twitter 2015 年 3 月(抜粋)

今月の「つぶやき」を抜粋で集めました。

【2月25日】

『『改訂増補 実務に役立つ 社会福祉法人の会計基準 Q&A』発刊 その2』

新会計基準の読み方、その背景、実務対応まで取り上げています。

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11977400987.html>

【2月26日】

**特殊詐欺**。勤勉な日本人がどうして詐欺に知恵を絞るようになってしまったのでしょうか。

振り込め詐欺、オレオレ詐欺、クレジットカード詐欺、不動産投資詐欺、還付金詐欺等。過去10年間で、延べ13万人の被害者がいるといいます。しかし水面下にももっと多くの方が。

【2月27日】

**特殊詐欺**。詐欺に遭うと「情けない」と自分を責めます。「恥ずかしい」と家族が責めます。そうして心の傷を深めていき孤立を招きます。自殺に至る場合もあります。多くの苦悩。

【2月28日】

**特殊詐欺**。詐欺被害を受けたことを人に話せる環境作りが大切です。「騙される方が悪いんじゃないの。」と思っている自分も被害者になる可能性があります。巧妙な手口の実態を聞いて騙されても仕方ないという認識を持てば、被害者も含めて多くの方が救われます。

【3月3日】

ブログを更新しました。平成26年分所得税に関して住宅税制の改正事項をまとめましたので確定申告をする際の参考にしてください。

『平成26年分 所得税の改正のあらまし(抜粋) その2』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11996341976.html>

【3月4日】

『社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～』(厚生労働省)

会計監査人の設置を義務付けられる法人の範囲を、次の要件のいずれかに該当する法人と明記しています。

①収益10億円以上、②負債20億円以上

【3月6日】

介護の問題は介護される人の状態だけではなく、介護する人への配慮も必要。働きながら介護している人は290万人います。40代への状況調査では、介護中9.4%、将来可能性あり72.6%、可能性なし18.0%。50代ではさらに介護が身近に感じられます。

【3月7日】

日本公認会計士協会(JICPA)による、社外役員候補者としての公認会計士紹介制度がスタート。法定監査の適用会社に対して、社外役員への就任を希望する公認会計士の情報を提供します。

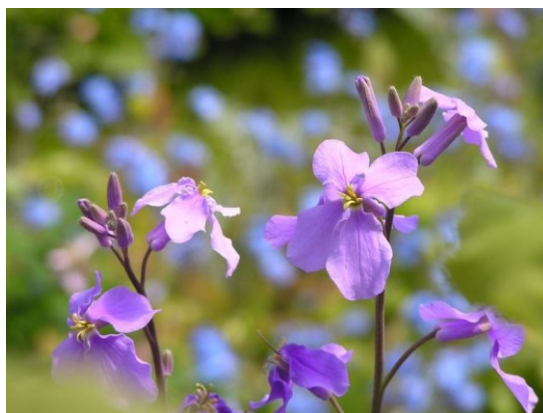
お問い合わせはJICPAの紹介窓口(電話番号03-3515-1120)へ

【3月8日】

**創業促進補助金**の公募が開始。この補助金は新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業(第二創業含む)に対して、創業に要する費用の一部を支援する事業です。

お問合せは、補助金事務局へ。

<http://sogyo-hojo.jp/>



【3月9日】

「**攻めのガバナンス**」。コーポレートガバナンス・コードの目的は、健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにあります。

『**コーポレートガバナンス・コード**』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11987721451.html>

【3月10日】

『**社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～**』（厚生労働省）  
理事、理事長、理事会の位置づけを明確にし、権限・義務・責任を明らかにすべく見直しが行われます。

【3月11日】

『**社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～**』（厚生労働省）  
内部留保問題が整理されました。純資産から基本金及び国庫補助金等積立金を除き、そこからさらに「**控除対象財産額**」を差し引きます。

【3月12日】

ブログを更新しました。ふるさと納税の見直し等平成27年度税制改正大綱から主な内容を簡単にご紹介します。

『**平成27年度税制改正の主な具体的内容 その1**』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11999684601.html>

【3月14日】

北陸新幹線。開業おめでとうございます。

「新幹線は通ったが街はさびれた。」ということのないように、地方が活性化することを是非期待します。観光だけではなく、石川県と富山県の連携も大事です。

【3月15日】

領収書等に係る**印紙税**の非課税範囲が拡大。周知されていないようなので改めてお知らせします。平成26年4月1日以降作成される「金銭又は有価証券の受取書」について、受取金額が5万円未満（従来3万円未満）のものは非課税となっています。

【3月17日】

『**社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～**』（厚生労働省）  
控除対象財産額の算定は、今後、ガイドラインで示されます。そして「**控除対象財産計算書**」を作成し、所轄庁に毎年度提出することが求められます。

【3月19日】

ブログを更新しました。平成27年度税制改正大綱。Kindleで電子書籍の配信サービスを利用すると消費税がかかるようになります。

『平成27年度税制改正の主な具体的内容 その2』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12002557834.html>

【3月20日】

『社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～』(厚生労働省)

いわゆる内部留保額から控除対象財産額を控除したものを「再投下財産額」と位置づけます。

そして再投下を求める仕組みが導入されます。

【3月21日】

『社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～』(厚生労働省)

再投下財産額のある社会福祉法人に対し、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画(「再投下計画」)の作成が義務付けられます。

【3月23日】

別表H。公益法人が作成しなければならない定期提出書類の中の一つです。作成者にとってわかりにくい。その結果間違いも多い。

『公益法人の必須書類作成方法を図により完全理解！定期提出書類 別表H』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11713084911.html>

【3月24日】

社会福祉法人の新会計基準。平成27年度予算から新基準が適用されます。対応済でしょうか。移行年度には特有の問題も発生します。

『社会福祉法人会計基準 移行年度の処理』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11677885795.html>

つぶやきは、ブログやホームページにおいても適時にご覧ください。